

## 国民健康保険料の軽減に係る所得判定基準の改定について

低所得者世帯の保険料については、所得の合計額に応じて応益割（均等割＋平等割）を軽減している。

$$〔 \text{国民健康保険料} = \text{応能割（所得割）} + \text{応益割（均等割+平等割）} 〕$$

## ●軽減が受けられる世帯の合計所得の上限額

軽減割合	算定内容	
7割	現行	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割	現行	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）＋ <u>29万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下
	改正案	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）＋ <u>29.5万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下
2割	現行	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）＋ <u>53.5万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下
	改正案	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）＋ <u>54.5万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後も継続して同一の世帯に属する者をいう。

(例) 夫婦と子ども2人の世帯で給与収入のみ（給与所得者が1人）の場合

	5割軽減	2割軽減
現行	合計所得 159万円以下 (給与収入 約238.7万円以下)	合計所得 257万円以下 (給与収入 約376.3万円以下)
改正案	合計所得 161万円以下 (給与収入 約241.5万円以下)	合計所得 261万円以下 (給与収入 約381.5万円以下)